

## 崇城大学 学術研究倫理に関するガイドライン

本ガイドラインは、本学で行う学術研究活動に関し、大学の責務および本学の研究活動に携わる全ての者（以下「研究者等」という。）の責務を明確にし、本学の学術研究の健全な発展と社会連携のため、本学の学術研究の信頼性と公正性を保ち良心に従って誠実に行動することを目的として定める。

### 1. 大学の責務

本学は、研究者等の研究倫理に係る意識を高め、研究活動および研究費の取扱いにおける不正行為を防止するため、研究者等の研究活動や研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。これらの管理に不適切な行為が認められた場合は、迅速に原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

### 2. 研究者等の責務

#### (1) 不正行為の防止

研究者等は、研究活動において、ねつ造、改ざん、著作権侵害等の不正な行為は行わないとともに、不正な行為の発生を未然に防止するよう、研究環境の整備に努める。また、研究を指導する立場にある者は、研究活動に関する不正が起きないように、常に適切な指導を行う。

#### (2) 研究費の適正な使用

研究者等は、研究の実施と研究費の使用に当たり、本学の定める公的研究費の適正な運営および管理方針に従い、適正な使用に努める。

#### (3) 研究資料・情報・データの適正な取扱い

研究者等は、研究に関する資料、情報、データ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と認められる方法によって行われなければならない。なお、収集した資料、情報、データ等の利用や保存に関して、個人情報保護等に十分に配慮し、不正な行為または不注意等による紛失、遺漏、改ざんを防ぐ適切な管理と措置を講じる。

#### (4) 研究成果の適切な公表

研究者等は、研究成果の公表に際し、データのねつ造や改ざんを行わないことはもちろん、データの再現性や論拠の信頼性の確保に十分留意し、常に適切且つ公正な引用に努める。研究論文の共著者は、当該研究に寄与した者として権利を有するとともに、結果に対して責任と説明義務を共有する。また、職務発明等に係る研究成果については、本学の職務発明等規則に則り、速やかに手続きを行う。

#### (5) 環境・安全・生命倫理への配慮

研究者等は、研究活動に際し、環境、安全、生命倫理に十分配慮し、関係する法令、規程、規則（劇毒物、環境汚染物質、放射線障害防止、遺伝子組換え実験安全、動物実験倫理、生命倫理等）を遵守する。

#### (6) ハラスメントの禁止

研究者等は、研究活動に際し、本学のハラスメント防止に関する規程に則り、人権に係るいかなるハラスメントも行わない。

(7) 利益相反の適正なマネジメント

研究者等は、研究活動に際し、利益相反の発生に十分な注意を払い、本学の利益相反マネジメント規程に則り、適正なマネジメントを行う。

(8) 公正な審査

研究者等は、他者の公募研究や研究論文の査読や審査に当たる場合は、審査対象者との関係や属性によらず、当該審査の基準に従って公正に審査を行う。